



2026年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニシアホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 貫 啓 二
(コード番号:3547 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 岩 本 一 将
(TEL. 03-5449-6410)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ
及び「譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2026年 3 月 17 日開催の取締役会において決議されました、譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関し、本日払込手続が完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、2026年 3 月 17 日付「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

自己株式の処分の概要

(1) 払込期日	2026年 4 月 17 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,000株
(3) 処分価額	1 株につき1,829円
(4) 処分価額の総額	36,580,000円
(5) 割当先	当社の取締役 1 名 20,000株

なお、2026年 3 月 17 日付「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。訂正箇所は下線を付しております。

【訂正前】

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間に任期満了、死亡その他当社取締役

会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を25で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡による喪失の場合は、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

（中略）

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を25で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

【訂正後】

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を37で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡による喪失の場合は、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

（中略）

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を37で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以 上